

一般競争入札の手続き

林野・土地等の一般競争入札の標準的な手続きについて、ご案内します。

1 入札の公示

入札日の約1ヶ月前に「国有財産売払公告書」により公示します。

なお、お問い合わせのあった方には、ご連絡を申し上げます。

また、入札の公告期間中、「国有財産売払公告書」・「入札注意書」及び「国有財産売買契約書（案）」を入札場所の森林管理署（事務所）及び中部森林管理局に備え付けるほか、希望される方には交付しますので、必ずこれらを熟覧してください。

2 現地説明日

指定の日時に現地において、物件の説明会を行います。

ただし、現地説明会に参加しなくても入札に参加できます。

3 入札

指定の日時・場所で入札が実施されます。

入札には、次のものがが必要です。

(1) 委任状等

入札者が代理人であるときは、入札前に必ず委任状を提出していただきます。

共同買受けをする場合は、入札前に代表者選任届を提出し、共同買受けの代表者名をもって入札していただきます。

(2) 入札保証金の納付

入札に参加される方が見積もった入札金額の100分の5以上に相当する金額を、現金又は銀行等が振出し若しくは支払いを保証した小切手により、納付していただきます。（不落となった場合は、入札終了後に入札保証金を返還します。）

(3) 入札書

入札書は所定の用紙を使用し、入札者の住所、氏名（名称）を記名のうえ、押印又は署名し、入札金額は売払い物件ごとにその金額を記入します。

4 開札・落札者の決定

入札締切後、入札者の前で開札し、有効札のうち、予定価格以上で最高額のものをもって落札者と定めます。

5 契 約

落札者は、契約の際に入札参加者に必要な資格の証明として、次のものを提出していただきます。

(1) 身分証明書等

- ・ 法人の場合・・・商業登記簿謄本又は登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 「3ヶ月以内のもの」
- ・ 個人の場合・・・本籍地の市区町村長の発行する身分証明書及び法務局が交付する成年被後見人・被保佐人・被補助人に該当していない（登記されていない）ことの証明書 「6ヶ月以内のもの」
- ・ 共同買受けをする場合
共同買受けをする法人又は個人について、それぞれの証明書を（1）に準じて提出していただきます。

(2) 落札決定の日の翌日から起算して20日以内に契約していただきます。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札を取り消し入札保証金は国庫に帰属します。

契約の際、契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として納付していただきます。（落札者の入札保証金は契約保証金に充当します。）

この契約保証金は売買代金に充当します。

6 売買代金の支払い

契約締結の翌日から起算して15日以内に納付していただきます。

なお、売買代金が納付されない場合は、契約保証金を国庫に帰属します。

7 所有権移転登記

売買代金納入を確認後、国が所有権移転登記を行い、登記済み証書を交付します。

登録免許税等、諸費用は購入者の負担となりますが、登記手数料は必要ありません。